

議案第 2 号

高根沢町議会議員及び高根沢町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

高根沢町議会議員及び高根沢町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 2 年高根沢町条例第 3 5 号）の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日

高 根 沢 町 長 加 藤 公 博

高根沢町議会議員及び高根沢町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部改正の概要について

1 改正理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月6日に施行され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられました。

これに伴い、公営制度による町議会議員及び町長の選挙における選挙運動費用の公費負担の限度額等を定めた高根沢町議会議員及び高根沢町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部について、公職選挙法施行令の改正に準じて、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 選挙運動用自動車の使用の公費負担限度額の引き上げ（第4条第2号関係）

区分		改正後	改正前
一般運送契約 以外の契約	自動車借入 1日当たり	16,100 円	15,800 円
	燃料供給 1日当たり	7,700 円	7,560 円

(2) 選挙運動用ビラの作成に係る公費負担限度額の引き上げ（第8条関係）

区分	改正後	改正前
町議会議員選挙（上限 1,600 枚）1枚当たり	7 円 73 銭	7 円 51 銭
町長選挙（上限 5,000 枚）1枚当たり		

(3) 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担限度額の引き上げ（第11条関係）

区分	改正後	改正前
印刷費 1枚当たり	541 円 31 銭	525 円 6 銭
企画費	316,250 円	310,500 円

3 施行日

公布の日

高根沢町議会議員及び高根沢町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例

高根沢町議会議員及び高根沢町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 2 年高根沢町条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続） 第 4 条 （ 2 ） ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が <u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて	（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続） 第 4 条 （ 2 ） ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が <u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて

得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が541円31銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数

得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が525円6銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数

がある場合には、その端数は、1円とする。)を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	がある場合には、その端数は、1円とする。)を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。